

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況

- 琵琶湖の保全及び再生に関する総務省の取組
 - (参考) 地域おこし協力隊について
 - (参考) 地域おこし協力隊の推進に要する経費
 - (参考) ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）
 - (参考) ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

総 務 省



総務省

琵琶湖の保全及び再生に関する施策の 実施状況について

令和6年9月10日 第8回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会

琵琶湖の保全及び再生に関する総務省の取組

地域おこし協力隊 ※詳細はP2・P3参照

- 都市部から過疎地域などへ生活の拠点を移した方が、一定期間、地場産品の開発や、農林水産業への従事などの地域協力活動を行って地域活性化に貢献するとともに、その地域への定住・定着を目的とした、**地域おこし協力隊の取組を推進**

【滋賀県内における活動事例】 （長浜市、東近江市、多賀町）

- **琵琶湖の水源地保全**のため、森林整備活動のほか、自伐型林業を目的とした活動を行い、林業作業研修や木材の利活用を進める取組を実施



自伐型林業（イメージ）

【取組推進のための支援等】

- 隊員の募集、活動、日々のサポート、起業等に要する経費について**特別交付税措置**
- 地域おこし協力隊の活用を検討する自治体等からの求めに応じ、協力隊の知見・ノウハウを有する**地域おこし協力隊アドバイザーを派遣**
- 隊員や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる**地域おこし協力隊全国サミットを開催**し、制度周知や隊員同士の学びや交流の場等を提供
- 情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等を行うため、令和6年2月に「**地域おこし協力隊全国ネットワーク**」を設立

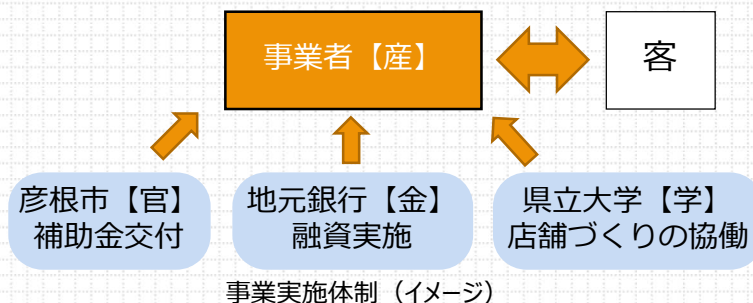
等

ローカル10,000プロジェクト ※詳細はP4・P5参照

- 産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した**地域密着型の創業・新規事業を支援**（国庫補助事業、地方単独事業への地方交付税措置）

【滋賀県内における活用事例】（彦根市）

- 市を代表する観光スポットに、**琵琶湖産の湖魚を使用した商品**の販売店を出店。**湖魚の食文化の発信を通じて、地域活性化を図る。**



参考 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、**JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

- ・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
- ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%が同じ地域に定住**※R5.3末調査時点

参考 地域おこし協力隊の推進に要する経費

R6当初予算額：248百万円

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の実施

新規 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 令和5年度から実施している「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」を拡充し、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

拡充 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

参考 ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

R6当初予算額 6.0億円の内数

産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業を支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性
の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム

【補助上限額】

融資／公費	上限額
2.0～ の場合	5,000万 円
1.5～2.0 の場合	3,500万 円
1～1.5 の場合	2,500万 円

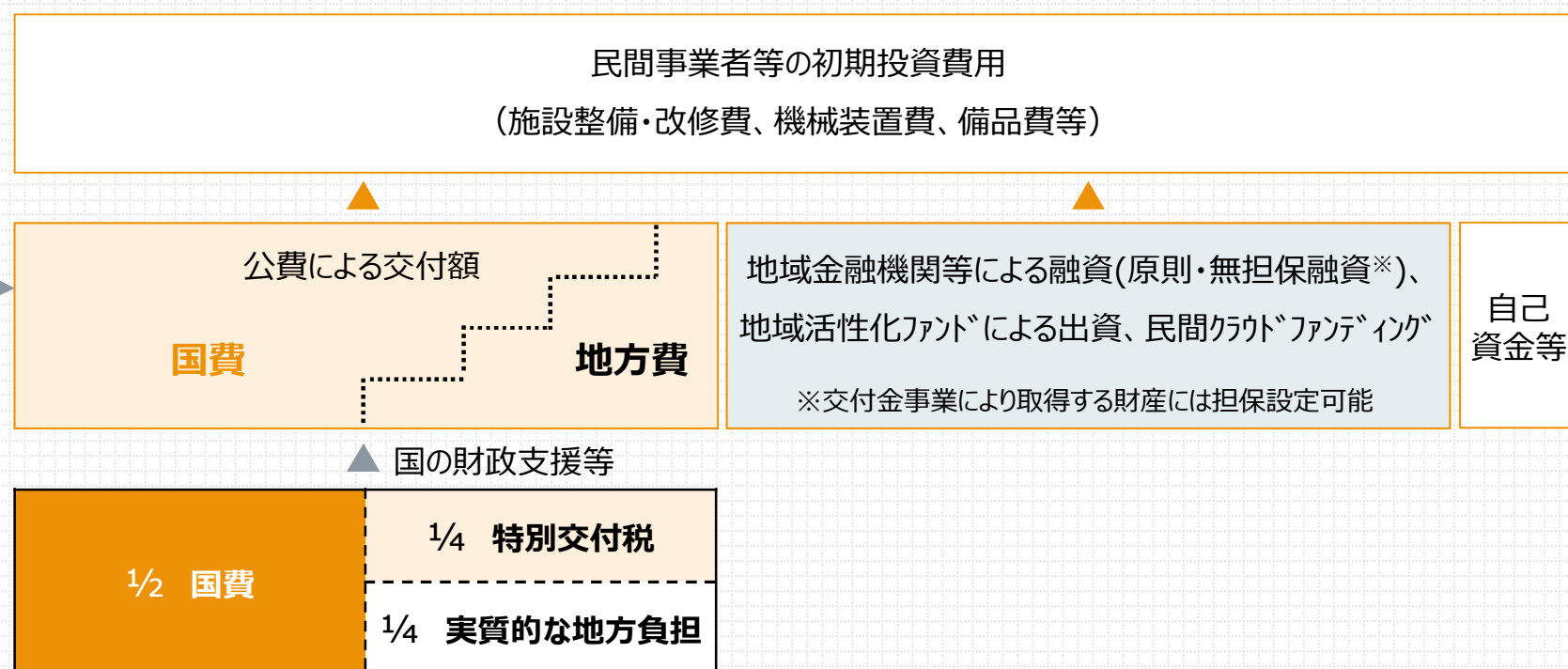
※融資額と同額の範囲内

【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
財政力0.25以上 2/3
財政力0.25未満 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・デジタル技術活用 9/10

POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4



- 特別交付税措置（措置率0.5）により
実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

参考 ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

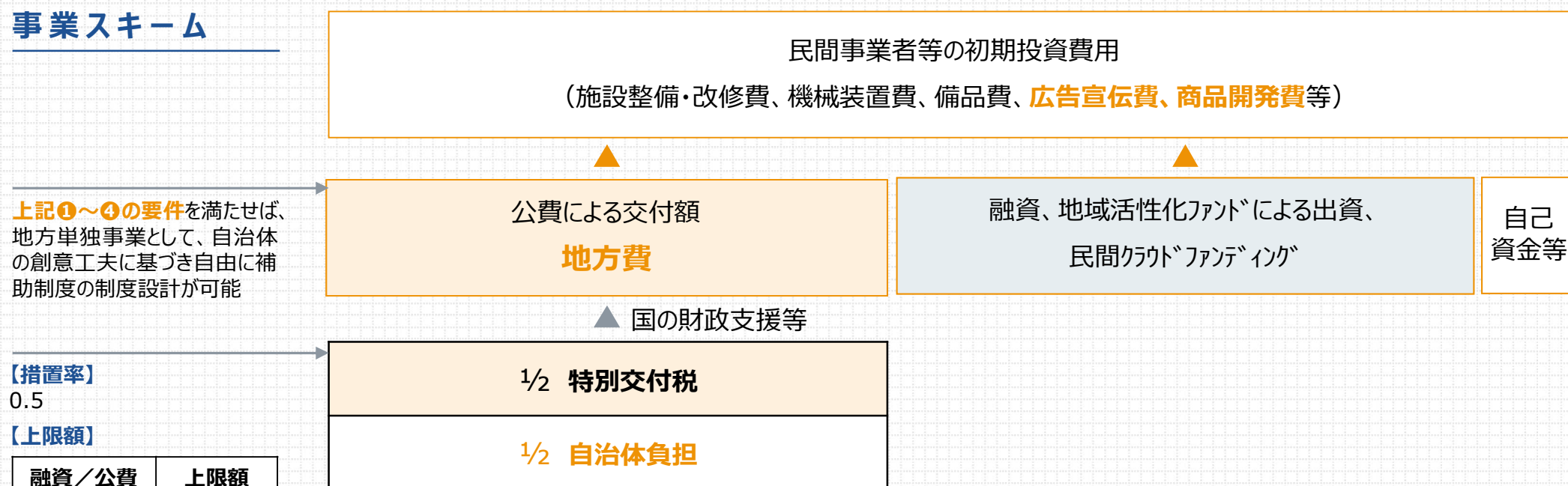
ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



POINT

- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、**ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費）**が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

※融資額と同額未満の場合
についても対象